（固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法）

第四十七条　（略）

2～4　（略）

5　第四十三条の三の規定により固定式回転翼航空機甲板泡消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一　制御装置は、泡を放出する場所における火災の際に容易に近づくことができ、かつ、操作することができる位置に配置すること。

二　モニターから泡を放出する場所の最遠端までの距離は、無風状態における放出距離の七十五パーセント以下であること。

三　当該装置の高さは、管海官庁が適当と認めるものであること。

（準用規定）

第六十四条　第四十三条の二第四項、第四十三条の三、第四十三条の四、第四十五条の二第一項及び第二項、第四十六条並びに第四十八条第六項の規定は、第三種船及び第四種船について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「第四十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第六十四条第三項において準用する第四十四条第五項及び第六十四条第五項において準用する第四十四条第六項」と、第四十六条第三項中「第四十五条第四項」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十五条第四項」と読み替えるものとする。

2～5　（略）

6　第四十七条の規定は、第五十七条第一項、第五十七条の二、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第三項、第六十一条、第一項において準用する第四十三条の三、第四十五条の二第一項若しくは第二項若しくは第四十八条又は第三項において準用する第四十三条の二第一項の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置、固定式加圧水噴霧装置又は固定式回転翼航空機甲板泡消火装置を備え付ける場合について準用する。

7　（略）

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第六条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1号様式（第2条関係）	第1号様式（第2条関係）
番号　第　　号 Certificate No. ……	番号　第　　号 Certificate No. ……
旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE	旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE
（略）	（略）
旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)	旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)
（略）	（略）